

主治医殿

仁愛女子高等学校  
学校長 禿 了修  
(公印省略)

学校感染症罹患証明書について (依頼)

この度本校生徒より、学校感染症罹患の報告を受けました。学校保健安全法19条の規則により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとはしない）の措置をとることになっています。ただし、症状等により、予防上支障がないと認められる場合は、この限りではありません。

ご多忙のところお手数ですが、下記事項について、証明して頂きますようお願い申し上げます。

学校感染症罹患証明書

仁愛女子高等学校

年 組 氏名

感染症の種類

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	感染症予防法の一類と二類の感染症 ※結核を除く（11疾患）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 結核	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫張が消失するまで 発疹がすべて消失するまで すべての発疹がかさぶたになるまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
第3種	三類感染症（5疾患） 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により医師において感染のおそれないと認めるまで

病名 \_\_\_\_\_ と診断しましたことを証明します。

初診日 平成 年 月 日 ( 曜日)

登校可能日 平成 年 月 日 ( 曜日)

平成 年 月 日

病院名

医師名

印